

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

平成 7 年 3 月
(最新改正：令和3年3月)

遊 佐 町

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 本町の農業の現状

遊佐町は、山形県の北部に広がる庄内平野の北端、秋田県境に位置し、東は出羽丘陵に囲まれ、西は大砂丘を隔てて日本海に臨んでいる。また、町内を月光川が貫流し、南は酒田市に接して日向川が流れている。この二つの川の扇状地と河口デルタの上に成立し、山麓・山間・平野・砂丘地帯を豊かに潤している。

農業を基幹とする本町では、40年を超える遊佐町農協と生活クラブ生協との組合間産消提携に基づく環境保全型農業実践の歴史を背景に、こうした自然条件を生かした総合的な環境立町を目指し、人と自然との調和、共生をテーマに水稻を主体とする環境保全型農業の振興に取り組んできた。

遊佐町の農業振興は、その地形条件に応じて、それぞれ畜産・山菜・果樹・水稻・野菜・花き部門を柱に良質米生産地としての地位を維持しつつ、経営安定を図るため水稻専業から水稻と大豆、あるいは水稻・野菜、水稻・花きなどの複合経営への転換が図られ、多様化の方向をたどっている。

本町の農業の町内総生産に占める割合は、平成2年には15.4%であったものが、平成29年には9.8%と相対的にその地位は低下しているものの、農家数が町全体の就業者総数に占める割合（平成27年）は15.5%という水準にあり、農業は、農産物生産による所得及び雇用機会の確保という経済効果のみならず、地元の食品、建設、流通産業等とも結び付き、町内他産業に与える波及効果も大きく、依然として本町地域経済を支える重要な産業である。

また、農用地は農業生産の基盤であるばかりでなく、町土保全、自然環境の維持増進に大きく寄与しており、本町の農業・農村は、町民等にゆとりやうらおい、健康増進の場を提供するという意味でも重要な役割を果たしている。

水稻については、高品質米、良食味米の生産に取り組む高い評価を受けているが、米の消費減少などから長期的には低下傾向にある。農業産出額（平成29年）に占める米の割合は50.6%と高く、次いで畜産（豚、肉用牛）が19.9%、他の農作物が29.5%となっている。稲作以外では、花き、パプリカ、アスパラガス等の産地化が図られており、一層の発展が期待される。

このように、本町においては安全・安心への取り組みが進み、今後とも広く町民の理解を得ながら農業・農村の持つ多面的機能を発揮し、効率的かつ安定的な農業経営を中心として農産物等の地域資源を活用した6次産業化などさまざまな取り組みを地域ぐるみで進めていくことによって、農業・農村の振興を図っていくことが必要であり、このような取り組みに対して支援施策の集中化を図る必要がある。

2 本町の農業構造

遊佐町の農業構造については、昭和35年から昭和44年までの10年間は高度経済成長による人口の都市集中により、昭和45年から最近に至る期間は米をはじめとする農産物の過剰基調、価格の低迷による農業収入の伸び悩みなどを背景として、農家数の減少と兼業化が進行してきた。こうした状況の中で、経営規模別面積の構成割合をみると、農地の流動化の進展により、規模の大きな農業経営体の育成が進んできている。担い手への集積率は現状70%程度であり、地帯別にみると、水田地帯では順調に増加しているものの、農地が分散し面的集約が課題となっている。また、果樹等園芸地帯では増加率が低く、中山間地帯では担い手不足等により頭打ちの状態となっている。今後は、農業就業者の著しい高齢化などにより、離農農地が増加していくことが想定される。

このため、農業者の自発的な話し合いによる人・農地プランの作成を積極的に推進し、農地中間管

理事業を活用すること等により、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化を進める必要がある。

3 経営体育成の必要性

人口の減少や高齢化により、国内の消費市場の縮小が予想される中、農業をめぐるのは、食の安全・安心への関心の高まり、中食や外食等食生活の多様化、担い手の減少や高齢化等が進んでいる。このような状況下において本町農業の活性化を図るためには、消費者ニーズに的確に対応できるような優れた経営感覚と技術を持つ経営体を数多く育成していくことが必要である。この場合の経営体は、規模や作目・品種構成の面において、地域の気象条件や土地条件に適合した安定的なものであるとともに、その生産物が消費地や地方都市、町内等の多様な市場の中において安定的な販路を確保していくことが必要である。さらには、農産加工や産地直売、食品製造業者等と連携した新商品開発など農業を起点とする多様な経営に取り組むことが重要である。このような効率的かつ安定的な農業経営が多数展開され、本町農業が魅力ある産業として確立されることが農業を支える人材を確保していく上でも極めて重要な意味をもつものである。

また、米政策等の見直しにより、畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）や米・畑作物の収入減少影響緩和対策交付金（ナラシ対策）の対象者が認定農業者、認定新規就農者、集落営農に重点化されたことを踏まえ、認定農業者等への誘導とその拡大が必要である。

4 経営体育成の方向

以上のように、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることにかんがみ、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農地中間管理機構の機能等を発揮した農用地の利用の集積・集約化や、この経営管理の合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより本町農業の健全な発展を図るものとする。

また、人・農地プランの作成・見直しを通じ、地域農業の維持・発展に向けた合意形成の促進など多様な担い手育成のための基盤づくりを併せて推進するとともに、次代を担う新規就農者の育成・確保等を図ることにより、本町農業の健全な発展を図るものとする。

（1）効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保の目標

ア 認定農業者の現状と育成・確保

山形県の認定農業者数は、平成30年3月末現在で10,100経営体であり、高齢化により再認定申請が少ないことなどにより平成28年の10,183経営体をピークに近年は減少傾向で推移している。

このような状況を打破し、強い農業を展開していくため県、市町村、県農業会議、農業委員会、県農業協同組合中央会、農業協同組合、公益財団法人やまがた農業支援センター等の関係機関が連携し、生産技術や営農改善等の助言、各種研修会を実施するとともに、機械施設整備等に対する助成事業や融資制度の積極的な活用を支援することで、個々の経営体の経営基盤の強化を推進していく。

また、効率的かつ安定的な農業経営を目指す意欲ある農業者に対しては、経営改善計画の作成支援等を行うことにより積極的に認定農業者に誘導し、経営規模の拡大や農業経営の高度化・多角化を促進する。

イ 農業経営における労働時間・農業所得の数値目標

農業経営において地域の他産業従事者並の年間総労働時間（専門的農業従事者1人あたり概ね1,900時間）で他産業従事者並の生涯所得を実現し得る年間農業所得（専門的農業従事者1人当たり概ね400万円）を確保することを基本としながらも、立地条件や農業生産条件等を考慮した年間農業所得の確保にも配慮し、効率的かつ安定的な農業経営体を育成する。そして、これらの農業経営が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保 = 認定新規就農者 =

ア 新規就農者の現状と育成・確保

山形県の新規就農者は、平成28年度以降は300人を超え、平成30年度は344人となり、現在の調査方法となった昭和60年度以降で最多となった。

こうした中、政府が掲げる新規就農者を倍増し、平成35年度までに40代以下の農業従事者を40万人に拡大するという政策目標を踏まえ、本県農林水産業の発展を支える人材を確保するため、新規就農者数（平成29年から平成32年までの4年間の累計）を1,400人とする山形県の目標達成に向けて、就農段階に応じたきめの細かい支援策を推進する。

イ 農業経営における労働時間・農業所得の数値目標

農業経営における労働時間・農業所得の数値目標については、地域の同世代の他産業従事者と遜色のない水準の実現を目標とする。具体的には、経営規模、生産技術等を考慮し、(1)で定める年間総労働時間（専門的農業従事者1人あたり概ね1,900時間）、及び農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得として(1)で定める農業所得（専門的農業従事者1人当たり概ね400万円）の5割以上を目標とする。

(3) 集落営農組織の育成と農業経営の法人化の推進

農業従事者の高齢化や担い手不足の深刻化が見込まれる地域においては、農作業受託によって農用地の利用集積を図る相手方として特定農業団体等の集落営農組織の育成を推進し、これら組織の実効性ある法人化の促進に向け地域の実情に即し支援する。

集落営農の組織化等については、地域農業の発展・活性化の視点に配慮しながら、組織づくりの段階から経営の効率化、法人化の段階まで、各組織の経営の発展段階に応じて、農業経営相談所による専門家派遣や市町村、農業協同組合、県等関係機関が連携し支援する。

また、異業種等から農業に参入する法人については、地域の合意形成を前提として円滑な参入と定着に向けて支援していく。

5 分野別推進方向

これらの目標を達成するため、農業生産構造及び農業経営の実態を踏まえつつ、地域農業の将来展望を地域自らの創意と合意に基づいて描くことを基本とし、以下の施策を重点的に推進する。

(1) 認定農業者等の育成

経営改善計画の着実な達成に向けて、専門家の派遣など個別課題に対応した指導・助言を行うとともに、各種事業や制度資金等による支援を行う。

また、新規就農者については、就農相談から営農定着までの就農段階に応じた支援を行うと

もに、関係機関の協力のもと、円滑な農地確保に努める。

なお、経営体の法人化を含めた経営管理能力の向上については、本町が県、県農業会議、農業委員会、農業協同組合、公益財団法人やまがた農業支援センター等の関係機関と連携し、各種研修事業を実施するなどの指導を行う。

(2) 稲作を中心とする土地利用型農業の推進

一層の規模拡大、あるいは稲作と他作目との複合化を推進するため、連担した形での農用地の利用集積を図る。また、地域の条件に合った適地適作を基本とする品種構成、個別の経営内容に即した品種や栽培方法の組み合わせ、低コスト化のための技術の開発・普及、土壌改良、地域輪作体系の導入及びほ場の畑地化等の農業生産基盤の整備等を、相互に十分連動させながら推進する。なお主食用米に加え、加工用米や飼料用米、新市場開拓用米など消費者や実需者などの多様なニーズに応じた売れる米づくりを推進する。

また、大豆、そば等については、収量増加・品質向上に向けた新技術の普及拡大に努めるとともに、転作田の団地化を積極的に推進し、併せて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者及び育成すべき集落営農組織等による農作業受託等を支援し、省力低コスト化を推進することにより、これらの経営の発展を図る。

(3) 果樹、野菜、花き等の園芸作物の生産拡大

山形県のオリジナル品種の積極的な導入を図り、高品質生産や、周年的な安定生産と水田転換畑を有効活用する土地利用型野菜等の生産拡大のため機械化、施設化等の生産基盤の整備の一層の推進を図る。特に、労働負担の軽減や規模拡大、一層の複合化を図るための省力生産技術の開発・普及、安定的な雇用を図るための地域の労働力補完システムの確立、労働環境改善のための施設整備等を推進する。

(4) 畜産の経営改善

産地間競争に打ち勝ち、実需に応え得る経営能力に優れた経営体の育成、協業化等による規模拡大と耕種農家との連携による自給飼料の拡大による低コスト化、安全・安心な飼料の確保、良質堆肥の安定生産・供給、優良家畜の利用による高品質化、生産環境の改善による生産性の向上を推進する。

(5) 中山間地域の経営の複合化

気象条件、土地条件に適合した山菜も含めた園芸作物、畜産物、特用林産物等を取り入れた経営の複合化と販路の確保を積極的に推進する。

(6) 環境農業の推進

本町産農産物に対する消費者の信頼性向上に向けて、環境保全型農業や農業生産工程管理手法の導入、放射性物質検査など、安全農産物の生産を一体的に推進する。

(7) 6次産業化・流通販売の推進

農林漁業者自ら、あるいは食品製造業者等との連携による加工食品の商品開発や販路開拓・拡大に向けた取組みへの支援等により、ブランド力のある町内産農林水産物を活用した6次産業化を推進する。

また、輸出の拡大を視野に入れた町内産農産物のブランドづくりや販路の開拓に必要な消費動向と産地情報の迅速・的確な収集・提供等のための体制の整備を関係機関・団体と密接に連携し推進する。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

1 農業経営の基本的指標

第1に示した目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標は、本県における主要な営農類型ごとに別紙1のとおりである。

2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標としては、将来効率的かつ安定的な農業経営を目指す必要があることから、1の営農類型、経営規模、生産方式等を参考としながら、第1の4の(2)に示したような目標(年間総労働時間(専門的農業従事者1人あたり概ね1,900時間)、年間農業所得(専門的農業従事者1人当たりの概ね400万円)の5割以上)の達成が可能となるよう、地域の実情、青年等自身の生産技術や経営能力を踏まえ設定している。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標

| | |
|--|------------|
| <p>効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標</p> | <p>備 考</p> |
| <p>面積のシェア：75%程度 なお、効率的かつ安定的な農業経営を営む農用地が分散状態になっている現状を踏まえ、農地中間管理事業をはじめ、利用権設定等促進事業による農用地の面的集積の割合を高めていくことを目標とする。</p> | |

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用〔基幹的農作業(水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準じる作業)を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。〕面積のシェアの目標である。

2 目標年次は概ね10年先（令和5年）とする。

2 その他農用地の利用関係の改善に関する目標

農用地の利用集積に関する目標等を達成するため、遊佐町農業振興協議会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引き受け手）の状況等に応じ、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。

その際、町は関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように地域における話し合い活動の中で、十分調整を行うこととする。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

遊佐町は、山形県が策定した「山形県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、遊佐町農業の地域特性、即ち、稲作を主なものとしながらも、複合経営等の多様な農業生産の展開を図り、高齢化や兼業化の著しい進行などの特徴を十分に踏まえ、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

遊佐町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施する。

ア 平坦部においては、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業の実施にあたって、担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 中山間地域においては、特に農用地利用改善事業等を重点的に推進し、担い手不足の下で懸念される遊休農地の発生防止に努める。

また、農用地利用改善団体に対して、特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1. 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者を除く）又は農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依じてそれぞれ定めるところによる。
 - ア. 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。
 - （ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - （イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
 - （ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
 - （エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。
 - （オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
 - イ. 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - ウ. 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農業生産法人にあっては、（ア）に掲げる要件）を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する農地中間管理事業若しくは法第7条に規定する農地中間管理事業の特例事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は農地中間管理機構が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 法第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に

必要な農作業に常時従事すると認められない者（個人及び法人）が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア．耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜事業を行うと認められること。

イ．その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ．その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

エ．その者が法人である場合にあっては、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）又はその統制下にある法人ではないこと。

オ．その者が個人である場合にあっては、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）又はその統制下にある法人の構成員でないこと。

⑤ 農業生産法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙2のとおりとする。

⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会及び同法72条の8第1項第2号の事業を併せ行う農業生産法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

（2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払（持分又は株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙3のとおりとする。

（3）開発を伴う場合の措置

① 遊佐町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 遊佐町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認める

ときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期期

① 遊佐町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため、必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

② 遊佐町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

① 農業委員会は、認定農業者又は認定新規就農者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者又は認定新規就農者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、遊佐町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 遊佐町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の②で規定した農用地利用集積計画の定めるところにより設定等された利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

① 遊佐町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

② 遊佐町は、(5)の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合及び土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、遊佐町は、農用地利用集積計画を定めることができる。

④ 遊佐町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、

利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が農業生産法人以外の法人等である場合には、貸し付けられた農用地が適正に利用されていないと認められる場合には賃借を解除する旨の条件、賃借権又は使用貸借権の設定を受けた者は、毎年、当該農用地の利用状況を遊佐町長に報告すること、農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者、原状回復の費用の負担者、原状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置、貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め、その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑥ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同 意

遊佐町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公 告

遊佐町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を、町の掲示板への掲示により公告する。

なお、遊佐町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画の取消しを行った場合は、その旨を公告する。

(10) 公告の効果

遊佐町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

遊佐町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 遊佐町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農業生産法人以外の法人等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 遊佐町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた農業生産法人以外の法人等がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 遊佐町は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を町の掲示板への掲示により公告する。

④ 遊佐町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

遊佐町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、

農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～複数集落）とするものとする。

ただし、特別な事情により、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施を単位とすることが困難であると認められる場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

（3）農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

（4）農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア．農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ．農用地利用改善事業の実施区域

ウ．作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ．認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ．認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ．その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

（5）農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備える者は、基本要綱様式第4号の認定申請書を遊佐町に提出して、農用地利用規程について町の認定を受けることができる。

② 遊佐町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 遊佐町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を町の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

（6）特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の

利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は、当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 遊佐町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 遊佐町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

- ② 遊佐町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、酒田農業技術普及課、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（公益財団法人やまがた農業支援センター）等の指導、助言を求めてきたときは、連携を図りつつこれらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援、協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

遊佐町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業の受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

遊佐町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実を図り、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組み、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

山形青年農業者等育成センターや県農業技術普及課、庄内みどり農業協同組合などと連携しながら、情報共有を行うとともに、新規就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報の提供を行う。また、町内の農業法人や先進的農家等と連携して、庄内農業高校、山形県農業大学および山形大学農学部等からの研修やインターンシップの受入れ、就農を推進していく。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

人・農地プランの地域の中心的な経営体に位置づけられるよう支援し、国の農業次世代人材投資資金、経営体育成新事業などの支援事業を効果的に活用し経営力向上に導く。

新規就農者が地域内で孤立することのないよう他の新規就農者との連携や仲間づくりの機会をつくり確実な定着へと導く。就農後のフォローについては農業員会、農業協同組合、県関係機関等と連携し役割分担をしながら取り組みを進める。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

遊佐町は、農業生産基盤整備、地力の維持増進、農業近代化施設の導入、農業技術の普及、農産物の流通の改善、堆きゅう肥及び副産物の有効利用とその他関連事業の積極的な推進に努める。

このほか、遊佐町は、地域の農業の振興に関する施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮する。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

遊佐町は、農業委員会、酒田農業技術普及課、農業協同組合、月光川土地改良区、日向川土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や、第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、月光川土地改良区及び日向川土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、遊佐町は、このような協力の推進に配慮する。

別紙1 営農類型ごとの経営規模及び生産方式の指標

1 個別経営体の営農類型

| No. | 営農類型 | 経営規模 | 販売金額・農業所得等 | 生産方式(技術的要素)等 |
|-----|--|---|--|--|
| 1 | 日本なし+小ぎく +水稲 【果樹+花き+ 水稲】 | 経営規模 = 2.6ha 日本なし = 1.2ha 小ぎく = 0.3ha 水稲 = 1.0ha (ハウス用地) = 0.1ha | 主たる経営者の 農業所得 4,318千円 ◇販売金額 17,312千円 ◇農業所得 4,318千円 ・基幹的従事者 1人 ◇支払労務費 5,011千円 ・補助的従事者 7人 | ○水稲は共同乾燥調製施設を利用 ○果実の3割を贈答用販売 |
| 2 | ミニトマト+ メロン+水稲 +大豆(委託) 【野菜+水稲】 | 経営規模 = 11.3ha ミニトマト = 0.2ha 露地メロン = 0.5ha 水稲 = 6.3ha 大豆(委託) = 4.2ha (ハウス用地) = 0.1ha | 主たる経営者の 農業所得 4,023千円 ◇販売金額 18,529千円 ◇農業所得 4,023千円 ・基幹的従事者 1人 ◇支払労務費 1,884千円 ・補助的従事者 6人 | ○乾燥調製は共同乾燥施設を利用、大豆は委託 ○ミニトマトはハウス抑制栽培 ○露地メロンはトンネル栽培 |
| 3 | ねぎ+うるい +水稲 【野菜+水稲】 | 経営規模 = 8.1ha ねぎ = 1.5ha うるい = 0.9ha 水稲 = 4.5ha (うるい1年株) = 1.0ha (うるい株分け用) = 0.1ha (ハウス用地) = 0.1ha | 主たる経営者の 農業所得 5,642千円 ◇販売金額 29,046千円 ◇農業所得 9,642千円 ・基幹的従事者 2人 ◇支払労務費 3,531千円 ・補助的従事者 5人 | ○ねぎは夏秋どり、秋冬どりとし、収穫・出荷調整は個選機械化体系 ○コメの乾燥調製は共同乾燥調製施設を利用 |
| 4 | ダリア+水稲 【花き+水稲】 | 経営規模 = 7.0ha ダリア = 0.2ha 水稲 = 4.2ha 飼料用米 = 2.5ha (ハウス用地) = 0.1ha | 主たる経営者の 農業所得 4,263千円 ◇販売金額 16,369千円 ◇農業所得 4,263千円 ・基幹的従事者 1人 ◇支払労務費 810千円 ・補助的従事者 3人 | ○ダリアは施設栽培とし、長期出荷 ○水稲作付の一部を飼料用米とし、施設花きと合わせ転作 |
| 5 | 水稲+大豆 +庄内柿+干し柿 【水稲+果樹 +加工】 | 経営規模 = 19.6ha 水稲 = 11.0ha 大豆 = 7.4ha 庄内柿 = 1.0ha (ハウス用地) = 0.2ha 干し柿(加工) = 37,500個 | 主たる経営者の 農業所得 5,002千円 ◇販売金額 26,988千円 ◇農業所得 9,002千円 ・基幹的従事者 2人 ◇支払労務費 610千円 ・補助的従事者 3人 | ○水稲は防除以外は自己完結、大豆は2戸共同 ○柿はL玉以上で4割贈答用販売、残りを通常出荷 ○M玉は干し柿の原料 |
| 6 | 水稲+大豆 +えだまめ+ねぎ 【水稲+野菜】 | 経営規模 = 23.7ha 水稲 = 14.0ha えだまめ(茶豆) = 2.0ha 軟白ねぎ = 0.1ha 大豆 = 7.5ha (ハウス用地) = 0.1ha | 主たる経営者の 農業所得 5,054千円 ◇販売金額 31,163千円 ◇農業所得 9,054千円 ・基幹的従事者 2人 ◇支払労務費 1,382千円 ・補助的従事者 4人 | ○水稲は防除以外は自己完結 ○えだまめは茶まめとし、市場出荷 ○水稲育苗ハウスの後作として軟白ねぎを作付け |

| | | | | |
|----|--|--|---|---|
| 7 | <p>水稻+大豆 +ねぎ</p> <p>【水稻+野菜】</p> | <p>経営規模 = 50.1ha</p> <p>水稻 = 30.0ha</p> <p>大豆 = 19.8ha</p> <p>軟白ねぎ = 0.2ha</p> <p>(ハウス用地) = 0.1ha</p> | <p>主たる経営者の 農業所得 4,509千円</p> <p>◇販売金額 52,833千円</p> <p>◇農業所得 12,509千円</p> <p>・基幹的従事者 3人</p> <p>◇支払労務費 1,784千円</p> <p>・補助的従事者 6人</p> | <p>○水稻、大豆は乾燥調製設備の整備を前提</p> <p>○水田は全て利用権設定を前提</p> <p>○水稻育苗ハウスの後利用で軟白ねぎを作付け</p> |
| 8 | <p>水稻+ねぎ</p> <p>【水稻+野菜】</p> | <p>経営規模 = 13.0ha</p> <p>水稻 = 7.8ha</p> <p>ねぎ = 0.6ha</p> <p>軟白ねぎ = 0.1ha</p> <p>飼料用米 = 4.5ha</p> | <p>主たる経営者の 農業所得 4,266千円</p> <p>◇販売金額 20,060千円</p> <p>◇農業所得 4,266千円</p> <p>・基幹的従事者 1人</p> <p>◇支払労務費 1,704千円</p> <p>・補助的従事者 4人</p> | <p>○水稻は共同乾燥調製施設を利用</p> <p>○生産調整は飼料用米で対応</p> <p>○ねぎは夏から冬にかけて収穫し、冬期はハウス軟白ねぎを栽培</p> <p>○水稻育苗ハウスの後利用として軟白ねぎを作付け</p> |
| 9 | <p>水稻+メロン +ストック</p> <p>【水稻+野菜 +花き】</p> | <p>経営規模 = 8.0ha</p> <p>水稻 = 4.5ha</p> <p>飼料用米 = 3.0ha</p> <p>ストック = 0.1ha</p> <p>メロン = 0.4ha</p> <p>(ハウス用地) = 0.1ha</p> | <p>主たる経営者の 農業所得 4,761千円</p> <p>◇販売金額 14,968千円</p> <p>◇農業所得 4,761千円</p> <p>・基幹的従事者 1人</p> <p>◇支払労務費 790千円</p> <p>・補助的従事者 4人</p> | <p>○水稻、飼料用米の乾燥・調整は共同乾燥調製施設を利用</p> <p>○水稻育苗ハウスの後利用としてストックを作付け</p> <p>○メロン早熟メロンの後作としてストックを作付け</p> |
| 10 | <p>水稻+ストック +トルコぎきょう +大豆(委託)</p> <p>【水稻+花き】</p> | <p>経営規模 = 11.8ha</p> <p>水稻 = 7.0ha</p> <p>ストック = 0.1ha</p> <p>トルコぎきょう = 0.1ha</p> <p>大豆(委託) = 4.5ha</p> <p>(ハウス用地) = 0.1ha</p> | <p>主たる経営者の 農業所得 4,275千円</p> <p>◇販売金額 13,987千円</p> <p>◇農業所得 4,275千円</p> <p>・基幹的従事者 1人</p> <p>◇支払労務費 609千円</p> <p>・補助的従事者 3人</p> | <p>○水稻は移植栽培で、乾燥調製は共同乾燥施設を利用</p> <p>○ストックは秋出し無加温栽培</p> <p>○トルコぎきょうは無加温7~9月出し栽培</p> |
| 11 | <p>肥育牛+水稻</p> <p>【畜産+水稻】</p> | <p>飼養規模 = 200頭</p> <p>経営規模 = 5.0ha</p> <p>水稻 = 3.0ha</p> <p>大豆(委託) = 2.0ha</p> | <p>主たる経営者の 農業所得 4,309千円</p> <p>◇販売金額 128,433千円</p> <p>◇農業所得 4,309千円</p> <p>・基幹的従事者 1人</p> <p>◇支払労務費 2,418千円</p> <p>・補助的従事者 2人</p> | <p>○水稻はコンバインを2戸で共同利用、乾燥調製は共同乾燥施設を利用</p> <p>○肥育牛は常時200頭飼養し、肥育期間を22か月、年間107頭出荷</p> |
| 12 | <p>繁殖牛+ 飼料用作物</p> <p>【畜産+飼料用作物】</p> | <p>飼養規模 = 54頭</p> <p>経営規模 = 25.0ha</p> <p>牧草 = 18.0ha</p> <p>稲(WCS) = 5.0ha</p> <p>(牧草更新) = 2.0ha</p> <p><稲わら収集> = 6.0ha</p> | <p>主たる経営者の 農業所得 4,336千円</p> <p>◇販売金額 41,123千円</p> <p>◇農業所得 8,336千円</p> <p>・基幹的従事者 2人</p> <p>◇支払労務費 837千円</p> <p>・補助的従事者 1人</p> | <p>○繁殖牛は常時54頭</p> <p>○稲WCSは、育苗・耕起・代掻き・田植え作業を委託し、それ以外の一般管理、収穫調整作業を行う</p> <p>○稲わら収集圃場6haとし、同圃場に堆肥散布</p> |

| | | | | |
|----|----------------------------------|---|--|--|
| 13 | 酪農＋ 飼料用米 【畜産＋飼料 作物】 | 飼養規模 酪農経産牛 = 60頭 経営規模 = 12.0ha 飼料用米 = 12.0ha | 主たる経営者の 農業所得 4,291千円 ◇販売金額 64,520千円 ◇農業所得 8,291千円 ・基幹的従事者 2人 ◇支払労務費 933千円 ・補助的従事者 1人 | ○経産牛常時 60頭(搾乳 常時 50頭) ○水田転作として牧草を 12ha 作付け ○牧草はロール・ラップサ イレージ体系により省 力化・低コスト化 ○育成牛は自家育成 |
|----|----------------------------------|---|--|--|

2 組織経営体の営農類型

| No. | 営農類型 | 経営規模 | 販売金額・農業所得等 | 生産方式(技術的要素)等 |
|-----|-----------------------|---|--|--|
| 1 | トマト(施設) 【野菜専作】 | 経営規模 = 1.8ha トマト = 1.2ha (ハウス用地) = 0.6ha | 主たる経営者の 農業所得 8,603千円 ◇販売金額 49,920千円 ◇農業所得 12,603千円 ・基幹的従事者 2人 ◇支払労務費 4,271千円 ・補助的従事者 10人 | ○トマトはハウス夏秋ど り栽培とし、共同選果 施設利用 ○土耕栽培、灌水同時施肥 |
| 2 | ばら 【花き専作】 | 経営規模 = 3.0ha ばら = 2.0ha (ハウス用地) = 1.0ha | 主たる経営者の 農業所得 8,265千円 ◇販売金額 246,960千円 ◇農業所得 20,265千円 ・基幹的従事者 4人 ◇支払労務費 27,322千円 ・補助的従事者 22人 | ○養液栽培、市場出荷主体 ○栽培方法：アーチング 栽培 ○環境制御：炭酸ガス施 用、空気熱源ヒートポンプ |
| 3 | 水稲＋大豆 【水稲専作】 | 経営規模 = 100.5ha 水稲 = 57.0ha 水稲(精米販売) = 3.0ha 大豆 = 40.0ha (ハウス用地) = 0.5ha | 主たる経営者の 農業所得 10,687千円 ◇販売金額 111,812千円 ◇農業所得 30,687千円 ・基幹的従事者 6人 ◇支払労務費 2,733千円 ・補助的従事者 10人 | ○水稲「つや姫」20haうち 3.0haは精米販売 |
| 4 | 肥育牛 | 飼養規模 肥育牛(常時) = 1,200頭 | 主たる経営者の 農業所得 8,294千円 ◇販売金額 806,400千円 ◇農業所得 24,294千円 ・基幹的従事者 5人 ◇支払労務費 12,593千円 ・補助的従事者 4人 | ○肉用肥育牛常時飼育 頭数 1,200頭 ○年間出荷頭数 654頭 ○飼育方法：群飼(自動 除糞) ○もと牛導入月齢 10ヶ 月、出荷月齢 32ヶ月 |
| 5 | 養豚 | 飼養規模 養豚(母豚) = 600頭 | 主たる経営者の 農業所得 8,056千円 ◇販売金額 526,200千円 ◇農業所得 24,056千円 ・基幹的従事者 5人 ◇支払労務費 26,851千円 ・補助的従事者 7人 | ○常時母豚飼育頭数 600頭 ○肥育豚出荷頭数 13,800頭 ○肥育豚は三元交雑種 (母豚を系統豚ガッセン エルエル由来のLW、交配 種豚をデュロック種) ○糞尿処置は自動とし、 糞は発酵機による堆肥 |

| | | | | |
|--|--|--|--|--------------------|
| | | | | 化、尿や洗浄水は活性汚泥法による処理 |
|--|--|--|--|--------------------|

経営管理の方法及び農業従事の態様等に関する指標

| | |
|----------|--|
| 経営管理の方法 | <p>ア 経営の合理化・健全化を進めるため簿記記帳の普及により経営と家計との分離を図る。また、青色申告の普及を図る。</p> <p>イ 家族農業経営については、その経営管理面を充実強化し、必要に応じて一戸一法人化を進める。生産組織については、経営の効率化、近代化を図り、熟度の高いものから地域の実情に応じて法人化への誘導を図る。</p> <p>ウ 合理的な経営管理を行うため、経営体内の役割の明確化を図る。</p> <p>エ 農業従事者の経営管理能力の向上を図るため、経営研修機会の確保に努める。</p> <p>オ 経営体質を強化するため自己資本の充実を図る。</p> |
| 農業従事の態様等 | <p>ア 農業従事者を安定的に確保するため、休日制及び給料制の導入を図る。</p> <p>イ 農繁期における労働負担の軽減のため、臨時雇用者の確保を図る。</p> <p>ウ 労働環境の快適化を進めるため、労働衛生に配慮した農作業環境の改善を図る。</p> <p>エ 労働の安全性の強化を図るため、農作業の環境の整備、労務管理の充実、より安全な機械等の導入、休憩時間の確保等に努める。</p> <p>オ 農業従事者の資質向上を図るため、技術・労働改善等の研修会の確保に努める。</p> <p>カ 組織経営体においては、常時従事者全員の社会保険の加入、厚生施設等の充実を図る。</p> |

第5 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は令和3年3月31日から施行する

別紙 2 (第 4 の 1 の (1) ⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法(昭和 22 法律第 67 号)第 298 条第 1 項の規程による地方開発事業団以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 6 条第 2 項第 1 号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第 6 条第 2 項第 3 号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・ 法第 18 条第 3 項第 2 号イに掲げる事項
 - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・ その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (2) 農業協同組合法第 72 条の 8 第 1 項第 2 号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 93 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・ その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・ その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (3) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項各号に掲げる事業（同項第 6 号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和 36 年政令第 346 号）第 1 条第 6 号、第 8 号若しくは第 9 号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・ その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙3（第4の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

| ① 存続期間（又は残存期間） | ② 借賃の算定基準 | ③ 借賃の支払方法 | ④ 有益費の償還 |
|---|--|---|---|
| <p>1 存続期間は3年（農業者年金制度の関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年又は10年とすることが相当でないと認められる場合には、3年又は10年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p> | <p>1 農地については、農業委員会が提供する実勢の賃貸料情報等を参考にして、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの で定めようとする場合には、その借賃はそれを金額に換算した額が上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもの で定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p> | <p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもの で定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p> | <p>1 農用地利用集積計画においては、利用権の設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権の設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき遊佐町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p> |

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

| ① 存続期間（又は残存期間） | ② 借賃の算定基準 | ③ 借賃の支払方法 | ④ 有益費の償還 |
|----------------|--|----------------|----------------|
| <p>Iの①に同じ。</p> | <p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額を比準にして算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p> | <p>Iの③に同じ。</p> | <p>Iの④に同じ。</p> |

III 農業経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

| ① 存続期間 | ② 損益の算定基準 | ③ 損益の決済方法 | ④ 有益費の償還 |
|--------|-----------|-----------|----------|
|--------|-----------|-----------|----------|

| | | | |
|---------|--|--|---------|
| Iの①に同じ。 | <p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p> | Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。 | Iの④に同じ。 |
|---------|--|--|---------|

IV 所有権の移転を受ける場合

| ① 対価の算定基準 | ② 対価の支払方法 | ③ 所有権の移転時期 |
|---|---|---|
| <p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p> | <p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p> | <p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価に支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> |

